

令和2年12月18日  
 多摩市国民健康保険運営協  
 議会  
 資料4

※ 緊急小口資金・総合支援金特例貸付 相談・申請者数(H31年3月～R元11月分)は相談・申請ともに0件

**緊急小口資金・総合支援金特例貸付 相談・申請者数(R2年3月～11月分)**

※11月20日時点

	緊急小口資金		総合支援資金				
	相談件数	申込件数	相談件数	特例貸付		貸付延長	
				申込件数	決定件数	申込件数	決定件数
3月(3/25～3/31)	81	11	0	0	0		
4月	486	99	20	2	1		
5月	648	234	75	33	22		
6月	423	154	244	88	42		
7月	216	83	260	79	92	17	
8月	152	71	339	99	84	32	17
9月	79	28	256	83	127	60	32
10月	86	60	201	31	31	54	60
11月(11/1～11/20)	33	23		23	20	※未確定	54
<b>総数</b>	<b>2,204</b>	<b>763</b>	<b>1,395</b>	<b>438</b>	<b>419</b>	<b>163</b>	<b>163</b>

※総合支援資金特例貸付延長について、下記の要件に該当する決定者については、3ヶ月以内の特例貸付延長ができる(7月から実施)。

- ①特例貸付の初回貸付を受け、その3ヶ月目が令和2年9月までに到来していること。
- ②初回貸付の3ヶ月目に、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による減収や失業等により、日常生活の維持が困難となっている世帯であること。
- ③借受人が自立相談支援機関による支援を受けること。

なお、総合支援資金特例貸付延長の決定については、申請月の翌月に決定する。

※昨年度は通常の緊急小口資金・総合支援資金共に申請なし。

※緊急小口資金の貸付決定件数については、東社協から申請者へ貸付金の振込をもって決定され、多摩社協へ決定の通知がないため決定件数は不明。